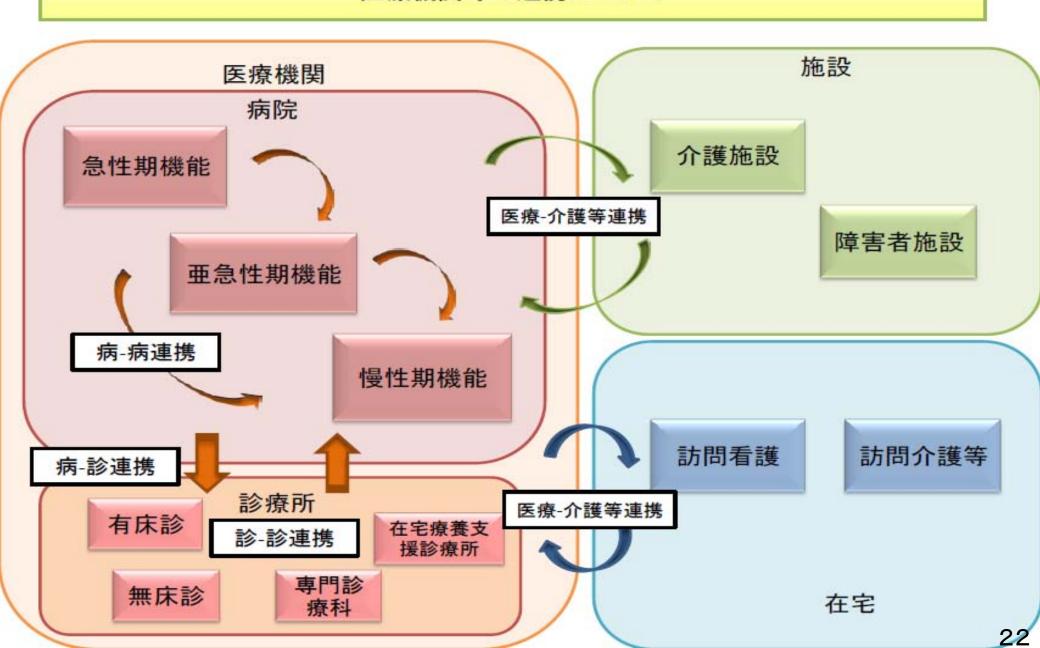
く連携>

医療法における連携に係る主な規定

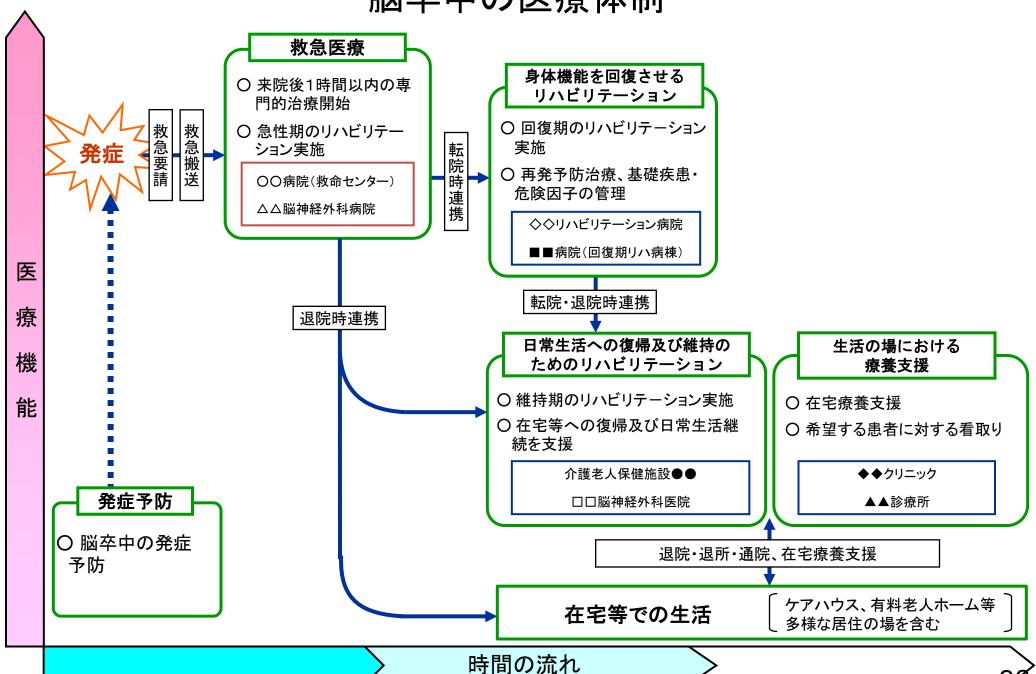
- 〇 医療は、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設 (以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効 率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなけ ればならない(第1条の2第2項)
- 医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、必要な限度において医療を受ける者の情報を他の医療提供施設に従事する医師、歯科医師、薬剤師に提供し、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第1条の4第3項)
- 〇 病院又は診療所の管理者は、退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続 することができるよう配慮しなければならない(第1条の4第4項)
- 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、 当該施設に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために、その建物又は設備を利用させ るよう配慮しなければならない(第1条の4第5項)

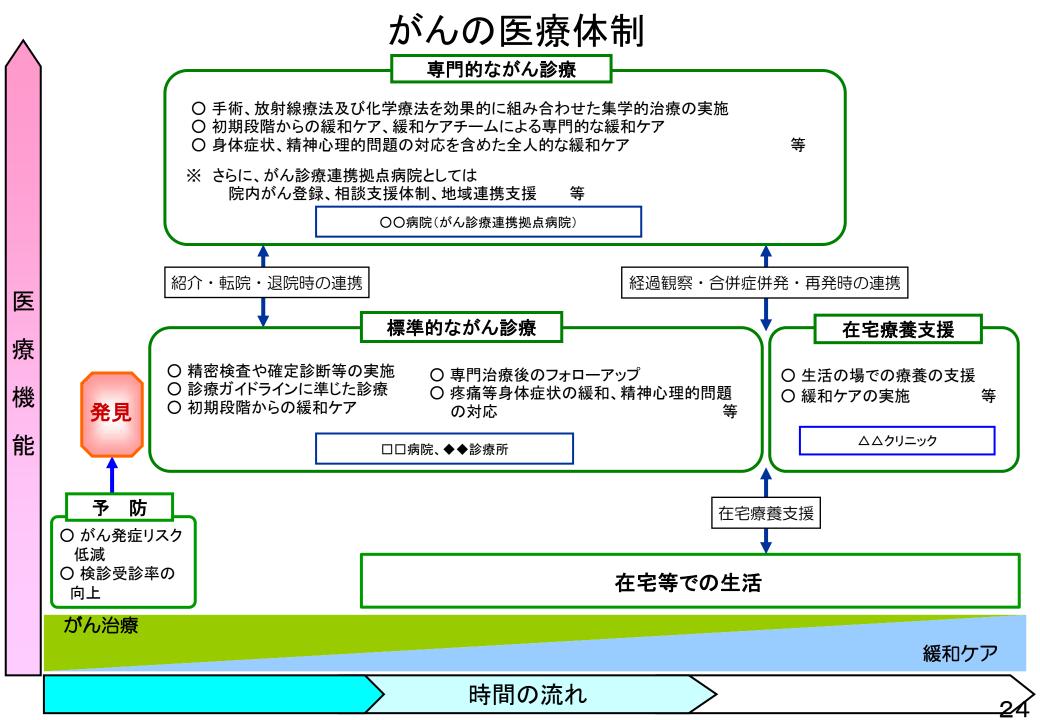
- 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない(第6条の4第3項)
- 〇 病院又は診療所の管理者は、第三項の書面の作成に当たっては、当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう努めなければならない(第6条の4第5項)
- 病床を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならない(第13条)

医療機関等の連携について



脳卒中の医療体制





論点

- 子どもから高齢者に至るまで、ライフステージごとのニーズに応じた在宅医療の普及や質の確保を図るために、どのように取り組むべきか。特に、次期医療計画(平成25年から5年)に向け、数値目標等具体的な指針のあり方も含めて、どのように取り組むべきか。
- 地域における看取りも含め、本人の意思を尊重した終末期医療を実現するために、どのような取組が必要か。
- 在宅医療(在宅歯科医療を含む。)・終末期医療に携わる人材育成・確保をどのように 進めるべきか。
- 入院前・退院後の連携を円滑・効果的に行うために必要な連絡調整等を担う職員や担当部門の在り方について、どう考えるか。
- 在宅での緩和ケア・看取り等への対応も含めて、在宅医療の普及・確保の観点から、 病院・診療所(有床・無床・歯科)が取り組む在宅療養支援機能について医療提供体制の 中でどのような位置付けや機能強化策が考えられるか。
- 二一ズに応じて包括的な医療・介護サービスが地域の中で提供されるよう、医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所、介護施設等による包括的な連携を進めるために、どういう連携強化策が考えられるか。